

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東陽会(以下「法人」という。)の役員(以下「役員」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

- 第2条 法人の役員に対して法人に関する職務を遂行した場合に報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、支給しない。
- 2 前項の報酬の額は、次のように定める。
理事長 月額123,600円とする。
その他の理事 月額103,600円とする。

(支給日)

第3条 役員の報酬は、毎月末日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(費用弁償)

- 第4条 役員が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償することができる。なお財源により支給しないことがある。
- 2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、旅費規程に準じて、宿泊費および交通費を支給する。
- 3 日当は、次のとおりとする。
日当 1日につき2,000円

(改正)

第5条この規程の改正については、評議員会の承認を受けて行う。

(改正)

第6条この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める事とする。

付則

- この規程は、平成23年6月1日から施行する。
この規程は、平成25年6月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。